－今号の目次－

* 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定される １

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針**

**～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」**

**が閣議決定される**

令和3年12月21日、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針地域～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定されました。

「基本方針」では、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて」、「こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」ため、「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する」とされています。

「こども家庭庁」は令和5年度のできる限り早い時期に創設することとされ、次期通常国会に必要な法律案が提出されます。

「こども家庭庁」の体制としては、3つの部門が設けられ、そのうち、主に「成育部門」が「就学前の全てのこどもの育ちの保障」を担当し、下記の取り組みが行わることになります。

* こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌
* 幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担う
* 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)を新たに閣議決定）
* 施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、これらの教育・保育内容の基準をともに策定（共同告示）することとする。幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁及び文部科学省が定めることと併せ、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保する。

⇒ 幼稚園教育要領・保育所保育指針を、相互に協議のうえ、共同で策定

文部科学省については、下記の取り組み行うことが整理されています。

* 文部科学省は、幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務を所掌
* 就学前の全てのこどもの小学校教育への円滑な接続に向けた各地域における体制整備への支援等を担う
* こども家庭庁が行う就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務と緊密に連携して取り組む

また、「就学前の教育・保育についての新たな制度の思考の状況を勘案し、一定期間経過後に検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされています。

なお、「基本方針」において、「こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実」とされていることについて、「全保協ニュースNo.21-30」で既報のとおり、「子ども・子育て会議」（第59回）において、森田信司副会長から下記発言を行うとともに、今後、保育三団体協議会として要望活動等を行う予定です。

|  |
| --- |
| 第5９回子ども・子育て会議　森田信司副会長　発言要旨   * + 保育所保育指針にも、保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うことを特性とするとされています。保育所においても、日々、子どもの行動一つひとつに、養護と教育の両面から育ちにつながる部分を理解して、保育にあたっています。「基本方針」（原案）の書きぶりは、保育所では教育を行っていないかのように捉えられ、非常に心外です。保育所においても教育を行っていることを踏まえた表記としていただくようお願いします。 |

「基本方針」については下記URLをご確認ください。

■ 内閣官房 > 各種本部・会議等の活動情報 > こども政策の推進に係る作業部会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\_seisaku/index.html

|  |
| --- |
|  |
|  |